

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

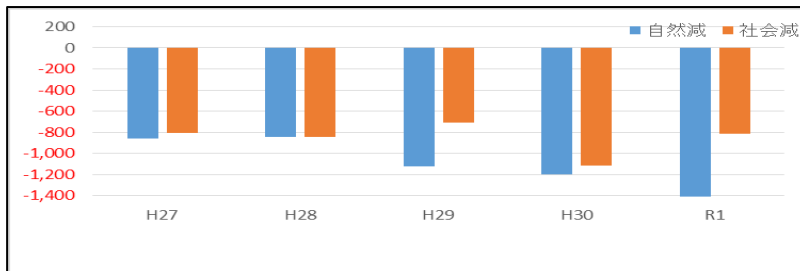
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①人口構造

当市は、平成 17 年 3 月に旧八戸市、南郷村の 1 市 1 村が合併し現在の市域が形成された。総人口は 231,257 人（平成 27 年国勢調査時）であり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、令和 27 年には 162,127 人にまで減少すると推測されている。生産年齢人口も平成 27 年時点で 138,498 人であったのが令和 27 年には 75,000 人にまで減少すると見込まれ、その減少とともに労働力不足の状態が続いており、直近の有効求人倍率は 1.22 倍（令和 3 年 3 月）となっている。

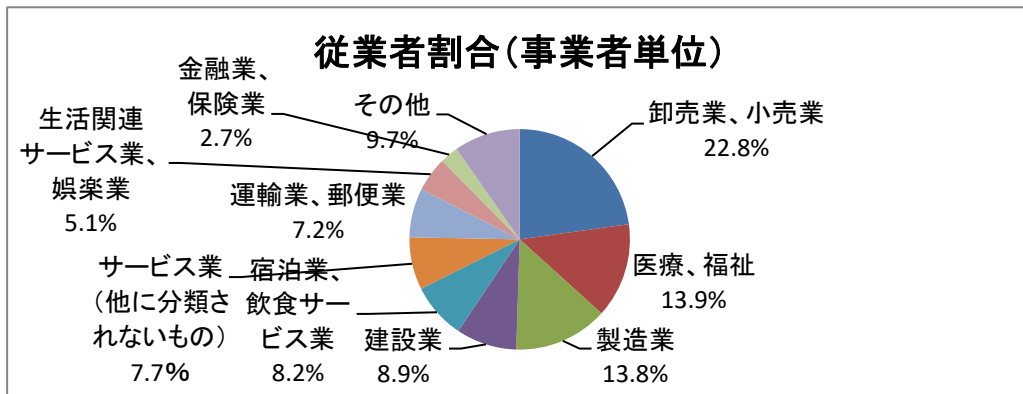
また、当市では 10 年以上前から人口減少が始まっているが、自然減に加えて近年では、県外への進学や就職後に地元に戻らない若年層の増加を背景として、社会減が大きな課題となっている。

八戸市の人口動態（出所：八戸市統計書（令和 2 年版））



②産業構造及び中小企業者の現状

当市の産業構造について、卸売・小売業（22.8%、24,447 人）、医療・福祉（13.9%、14,902 人）、製造業（13.8%、14,724 人）、建設業（8.9%、9,525 人）、宿泊業、飲食サービス業（8.2%、8,829 人）の順に従業者が多い。



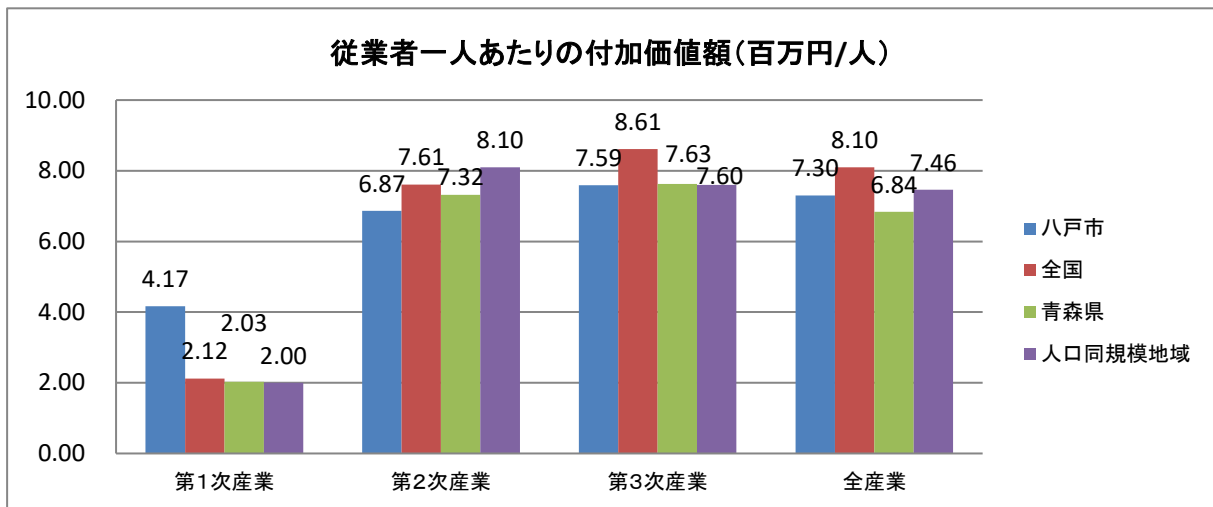
出所：総務省「経済センサス基礎調査」再編加工、総務省、経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工
当市は、藩政時代から漁港として栄えた八戸港を有し、海に開けた街として発展

してきた。漁業が大変盛んで、水産加工をはじめとする食品製造業も多く集積している。昭和 39 年の新産業都市指定以降は道路、鉄道、港湾施設等のインフラが整備され、ものづくり製造業の立地が進んだ。

その後は、北東北を代表する工業地域として、食料品、基礎素材、加工組立の多様な産業が集積し、それに伴って卸売、物流等の関連産業も多く立地した。

近年では、サービス業が伸びており、八戸市の生産額の高い業種において、第 1 位がサービス業、第 2 位が一次金属、第 3 位が卸売・小売業となっている。

特定の業種に偏らずあらゆる産業がバランス良く存在していることが当市の特徴であり強みでもある。



出所：「地域経済循環分析用データ」「国勢調査」により作成

一方、従業者一人あたりの付加価値額すなわち労働生産性について、第 1 次産業においては全国平均等と比較して高いものの、第 2 次、第 3 次産業においては低い。

また、中小企業においては急激な人手不足により食料品製造業、基礎素材、加工組立等の業種においては、生産活動の維持や新たな事業の拡大に支障をきたしつつあり、自動化を試みようとするものの採算の問題で躊躇してしまう企業が多く存在する。

あらゆる業種において、人手不足をそのまま放置した場合、事業からの撤退、働く場の減少による更なる人口流出、税収の低下等を招く恐れがある。

(2) 目標

当市において今後も人手不足、高齢化が見込まれる中で、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、製造業をはじめとする各事業者が積極的に先端設備等を導入し生産性向上を進め、市全体の稼ぐ力を維持し、また、今後成長が見込まれる分野への参入を後押しする。ひいては関連業種への経済的波及効果や若者の雇用の場が確保されることを目指す。そこで、計画期間中に 150 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

1. のとおり多種多様な産業の様々な設備投資を支援する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市においては、臨海部から内陸部まで広く産業が立地しており、いずれの地域においても生産性の改善が必要であるため、市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

○業種

当市は海とともに発展してきた街で、もともと盛んであった漁業を中心に新産業都市指定後は製造業や飼料等の工場が臨海部に立地し工業都市として発展してきた。近年では、航空機や医療機器等の成長産業関連の企業も立地してきている。市内にはこのように多種多様な産業が集積しているが、従業者の高齢化や人手不足等の問題はあらゆる業種に共通の課題であるため、本計画における対象業種は全業種とする。

○事業

生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業について、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備導入計画の計画期間は、事業者において3年間、4年間、5年間のいずれかの期間を選択し、設定するものとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公的な支援対象として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業

等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条により定める営業内容等）や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

③市税を滞納している者が行う事業については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。